

特定非営利活動法人北海道コミュニティシネマ・札幌定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道コミュニティシネマ・札幌と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道における豊かな映画・映像環境を創造し、発展させていくことによって地域の文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)の別表第3号、第4号、第11号に掲げる活動を行い、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- [1] 芸術文化的価値のある作品の上映事業
- [2] メディアリテラシー向上のための事業
- [3] 地域における文化教育活動事業
- [4] 地域における表現活動や文化活動の支援事業
- [5] 前各号に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業
- [6] その他、目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

- [1] 物品の斡旋及び販売
- [2] 役務の提供

3 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- [1] 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体。
- [2] 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体。

(入会及び会費)

第6条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申し込みを行なうものとし、入会の承認は理事会が行う。

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし理事会が認めたものについては、この限りでない。
- 3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- [1] 退会したとき。
 - [2] 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - [3] 1年以上会費を滞納したとき。
 - [4] 除名されたとき。
- 2 この法人を退会しようとする者は、退会届けを理事長に提出することにより、任意に退会することができる。
 - 3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合はその会員を除名することができる。
 - 4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第9条 この法人に次の役員を置く。

- [1] 理事 3名以上25名以内
 - [2] 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち、副理事長4名以内をおくことができる。

(選任等)

第10条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、法第18条に定める職務を行なう。

(任期等)

第 12 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 13 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の業務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(報酬)

第 15 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第 16 条 この法人は、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(構成及び権能)

第 17 条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で定めるもののほか、事業計画、事業報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 18 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

[1] 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

[2] 正会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があるとき。

[3] 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

第 19 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、すくなくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 21 条 総会の議事は、この定款で定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 22 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 20 条及び 21 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

[1] 日時及び場所

[2] 正会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

[3] 審議事項

[4] 議事の経過の概要及び議決の結果

[5] 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成及び権能)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(開催)

第 25 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれにあたる。

- [1] 理事長が必要と認めるとき。
- [2] 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- [3] 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権及び議事録)

第 27 条 第 20 条から第 23 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 28 条 この法人の資産は、会費、寄付金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

(事業計画及び収支決算)

- 第 29 条 この法人の事業計画は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
- 2 この法人の事業報告は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 30 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他の事業の会計)

第 31 条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 8 章 解散及び定款の変更

(解散)

第 32 条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡する。

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得て変更することができる。

第9章 雑則

(公告)

第34条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に記載して行う。

(雑則)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める以下のとおりとし、その任期は2006年の5月31日までとする。

磯田 憲一	札幌市中央区南23条西9丁目1番22号
秋山 孝二	札幌市中央区宮の森2条11丁目6番13号
堀 武	石狩市花川北2条2丁目180番地
麻生 榮一	札幌市北区北35条西2丁目1番1-401号
門脇 優子	札幌市西区八軒2条西1丁目1番26号
今川 かおる	札幌市豊平区平岸2条9丁目1番5-1101号
江口 彰	旭川市春光台4条4丁目6番4号
加納 尚明	札幌市豊平区中の島2条3丁目2番3号リバウエイA-401号
木原 くみこ	札幌市中央区旭ヶ丘4丁目1番50号メゾンオーラ旭ヶ丘C-303
久保 俊哉	札幌市中央区南13条西21丁目1番3-302号
齋藤 正義	勇払郡穂別町宇穂別29番地20
清水 利章	札幌市東区北43条東14丁目3番1号

篠田 信子	富良野市字上五区
谷 紘子	札幌市白石区本通 10 丁目南 1 番 26 号
中嶋 常雄	札幌市北区新琴似 12 条 17 丁目 4 番 16 号
中島 ひろみ	札幌市中央区南 7 条西 23 丁目 2 番 30-709 号
早川 涉	札幌市中央区北 6 条西 22 丁目 2 番 3-710 号
深津 修一	札幌市東区東苗穂 4 条 1 丁目 18 番 7 号
伏島 信治	札幌市中央区伏見 1 丁目 1 番 1 号伏見タウンハウス F204 号
吉岡 宏高	札幌市西区八軒 3 条東 4 丁目 3 番 21 号
中島 洋	札幌市中央区南 7 条西 23 丁目 2 番 30-709 号
村井 囊之	札幌市厚別区厚別東 4 条 7 丁目 28 番 1 号

- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の年会費は、第 6 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 3000 円

付則（施行期日）

- 1 この定款は、認証の日（2009年9月3日）から施行する。